

まずは災害によって被災者支援対応が異なることを理解しておく

一般化した震災の「急危険度判定活動」は支援の一部に過ぎない 被災者支援の「相談活動」には制度やルールはない

比較項目	地震災害	風水害等
地域防災計画での建築士等の活動の位置づけ	「被災建築物応急危険度判定」と「被災宅地危険度判定」が一般に明文化されている	位置づけなし
一般建築物の安全性確認の基準等	地震後の判定方法や判定基準が確立しており、判定体制についても都道府県に整備され、全国組織もあって判定コーディネーターも要請されている	判定基準などはなし 応急措置のマニュアル等はなかったが、今回連合会による「浸水被害住宅の技術対応マニュアル」が作成された
避難施設の安全確認（長野県の例）	長野県では、避難施設の応急危険度判定を市町村ごと手帰結した協定に基づき実施することとしている（地域防災計画には位置づけなし）	長野県では、被災後の安全確認に関しては協定も地域防災計画への位置づけもなし
避難所の開設時期と安全性確認の方法	発災後開設（災害発生予知は不可） 事前の耐震診断等による一定の安全性は可能	発災前から開設（災害予知に基づく事前対応） ハザードマップ等による開設可否判断が可能
建築士会と自治体との協定（長野県の例）	応急危険度判定活動に関する協定締結（知事と本会） 災害時の住宅相談の実施に関する協定締結（知事と建築関係団体） 震災時における避難施設等の応急危険度判定の実施に関する協定締結（市町村長と支部長） 危険度判定と住宅復旧相談の両方対応	災害時の住宅相談の実施に関する協定締結（本会）のみ あくまでも被災住宅の復旧・復興相談を主体とする
被災者支援の初動支援（長野県の例）	避難施設の安全性確認（発生直後の応急危険度判定実施） 一般建築物の応急危険度判定により、余震による二次災害の防止（一週間以内を目途に応急危険度判定実施）	被災建築物の安全性を確認する制度はない 被災建築物を使用するに当たって安全性確認は、建築・住宅相談の一環として実施してきた
活動に対する補償等	判定活動に対する傷害保険加入（全国判定協議会対応） 判定機材等は自治体が対応（ただし、復旧相談活動は相談機関が対応）	保険加入は相談機関が自主的に行う 相談用資機材は、基本的に相談実施機関が対応

一般建築物の応急危険度判定に関しては、制度確立がされており、判定活動のコーディネーターも自治体側で順次養成が行われている一方、建築物（住宅）の復旧などの「相談活動」は制度化されたものはなく、個々の災害時に体制が確立していくのが現状である

建築士が把握しておく情報と被災者への提供資料

あくまで建築（住宅）復旧・再建のための情報 その他は県又は市町村、あるいは専門家機関（団体）へ

- ▶住宅（建物）に関する被災者支援制度
 - ・助成金等（補助金・助成金・見舞金など）
 - ・優遇税制（減額・猶予）・融資制度
 - ・自然災害債務整理ガイドライン
 - + 平時の工事に適用される助成制度（国、県及び市町村など）

入手先
内閣府や自治体のHP等から

- ▶相談先や事業者を選ぶために資料
 - ・相談可能な関係団体の一覧
 - ・専門家の選定方法（災害時特有の業者選定）
 - ・補修工事を請負うことが可能な業者名簿

入手先
関係団体等のHP等から

- ▶その他の資料
 - ・住宅再建における技術的な資料
 - ・業者とのトラブル回避や係争対応資料

マニュアル第4章に掲載している応急復旧のための「協力会」の体制が確立していなかったことから、実際は、以下の情報を提供した。

- ▶建築関係団体の名簿
 - ・長野県建設労働組合連合会の「工務店協会」名簿（増改築相談員所属の業者）
 - ・建設業協会名簿
 - ・住宅リフォーム事業者団体登録業者（国土交通省のHPにも掲載されていた）



よくある相談内容への資料提供

- ・安心して頼める工事業者を知りたい
 - ・土地売買の相場を知りたい
 - ・消毒（シロアリ）実施業者の紹介
 - ・水害対応の設計が可能な建築士紹介
 - ・解体費用の概算を知りたい
 - ・業者とのトラブルに対応できる弁護士を紹介してほしい
 - ・業者の見積額の妥当性を確認したい
- 住まいのダイヤルの見積チェック利用

web上からの情報入手先

- ▶被災者支援に関する各種制度の概要 (bousai.go.jp)
- ▶災害等にあつたとき | 国税庁 (nta.go.jp)
- ▶国土交通省 土地総合情報システム Land General Information System (mlit.go.jp)



3. (1) 震災時の応急危険度判定と災害時被災住宅相談

(1-2) 応急危険度判定・被災住宅建築士相談員派遣の流れ

県内 応急危険度判定民間要請の場合

県内被災市町村 応急危険度判定員派遣要請

建築物震後対策推進協議会(神奈川県と県内市町村)
—事務局:安全協会

建築会議(建築士会・事務所協会・JIA)—事務局:建築士会

各会各支部(地域)応急危険度判定員 派遣

県外 民間要請の場合

県外被災自治体 広域要請

全国応急危険度判定協議会
—事務局:日本建築防災協会

10都県ブロック協議会

神奈川県

栃木/東京/埼玉/山梨/茨城/群馬/
長野/千葉/神奈川/静岡

県内 災害時の「被災住宅建築士相談員」要請の場合

県内被災市町村 相談員派遣要請

神奈川県 県土整備局住宅計画課

被災住宅建築士相談員派遣事務局—事務局:まちづくり協会

各地域リーダー・サブリーダー

被災住宅建築士相談員 派遣